

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
特別養護老人ホーム入所基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が運営する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を定めるとともに、入所決定過程に関する透明性及び公平性を確保することを目的とする。

(入所申込)

- 第2条 入所申込は、施設への入所を希望する本人（以下、「希望者」という。）又はその家族等が行うものとし、様式第1号に定める入所申込書（以下、「申込書」という。）及び入所希望者調書（以下、「調書」という。）を本会会長へ提出するものとする。
- 2 申込書を提出する際には、希望者の介護保険被保険者証の写しを添付するものとする。尚、希望者が居宅サービスを利用している際には、担当の介護支援専門員が作成した直近1ヶ月分のサービス利用票並びにサービス利用票別表それぞれの写し等を併せて添付するものとする。
- 3 施設は、入所申込があった場合には、希望者又はその家族等と面談による状況等の確認を行い、必要に応じて担当の介護支援専門員等に意見を求めるものとする。
- 4 施設は、申込書を受理する場合には、希望者又はその家族等に対して、入所に至るまでの経緯及び個人情報の取り扱いについて説明し、同意を得るものとする。
- 5 希望者又はその家族等は、申込書及び調書等の記載内容に変更が生じた場合には、様式第3号に定める入所申込事項変更届を本会会長へ提出するものとする。
- 6 施設は、希望者の介護認定有効期限に応じて、記載内容に変更がないか確認するものとする。

(入所判定対象)

第3条 入所判定の対象となる者は、希望者のうち、要介護3から要介護5までの者及び要介護1若しくは要介護2の者でやむを得ない事由によって、日常生活を行うことが困難なことから特例的に施設への入所が認められる者とする。

(入所順位の決定)

- 第4条 本会会長は、入所順位の決定を行うために、本会特別養護老人ホーム入所判定委員会（以下、「判定委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 入所順位の決定にあたっては、別表1に定める本会特別養護老人ホーム入所評価基準点数表に基づき評価を行い、判定委員会において入所順位を決定するものとする。
- 3 入所順位は、原則として点数が高い順番で決定するものとし、同じ点数の希望者が複数となった場合は、介護度、介護者の状況、認知症等による行動障害等を考慮して順位を決定するものとする。

(入所検討会)

第5条 施設長は、希望者の入所に関する検討を行うために、入所検討会を設置するものとする。

2 施設長は、必要に応じて入所検討会を開催するものとする。

3 入所検討会の構成は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員

(2) 看護職員

(3) 介護職員

(4) 介護支援専門員

(5) 管理栄養士

(6) その他施設長が必要と認める者

4 入所検討会の構成員は、施設長が指名した職員とする。

5 入所検討会は、検討した内容等を施設長に報告するものとする。

(入所決定手続)

第6条 施設は、新たに入所の受入れが可能となった場合には、判定委員会が決定した入所順位に基づき、希望者又はその家族等に入所の意思確認を行い、入所する意思がある場合には、訪問調査並びに入所検討会での検討を経て、本会会長が入所を決定するものとする。

2 入所が決定した際には、本会会長は、希望者又はその家族等に対して施設入所決定通知書を送付するものとする。

3 入所の意思確認を行った際に入所を辞退した希望者又はその家族等は、入所申込を取り下げし、再度入所を希望する場合には、新たに申込み手続きを行うものとする。

(特列入所)

第7条 入所を希望する要介護1、要介護2の者のうち、次のいずれかの要件に該当する場合は入所を特例的に認めることができるものとする。

(1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

(2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

(3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

(4) 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2 施設は、希望者のうち要介護1、要介護2の者が入所評価基準点数表に基づき、入所の優先度が高いと判定委員会にて決定された場合には、当該希望者の保険者に対して報告を行うとともに、特列入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めるものとする。

(特別な事由による入所)

第8条 以下の事由に該当する希望者については、入所順位に関わらず、本会会長の決定により入所させることができるものとする。但し、後日入所決定に至った経緯を判定委員会に報告するものとする。

- (1) 市町村から老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号の決定による措置入所の依頼があった場合
- (2) 介護保険法の指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宮城県規則第34号）第20条に基づき、入所者であった者が、90日を超えない入院の後に再入所する場合
- (3) その他、希望者の罹災、希望者や介護者の心身状況の急激な悪化などの正当な理由により、直ちに施設に入所することが必要であると認められる場合

(その他)

第9条 施設は、要綱に基づき作成された書類については、最低5年間保存するものとし、これらに関する個人情報に正当な理由がない限り希望者又はその家族等以外の者に情報開示は行わないものとする。

2 施設は、入所判定に関する問い合わせや情報開示の求めなどがあった場合に適切に対応できるよう、担当者を定めるものとする。

3 この要綱に定めたもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日までになされた入所手続き等については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(適用)

3 この要綱に基づく入所順位の決定は、平成27年度第3回入所判定委員会より適用とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

平成31年4月1日 一部改正

(適用)

2 この要綱に基づく入所順位の決定は、平成31年度第1回入所判定委員会より適用とする。